

静岡県国土利用計画（第五次）の策定

(政策推進局地域計画課)

1 概要

本県では、国土利用計画法第7条第1項の規定に基づき、総合的かつ計画的な県土利用を図るための基本方針を静岡県国土利用計画として定めている。

平成27年8月の国における新たな全国計画の策定を受け、本県では、本年度、県計画の策定作業を行う。

* 国土利用計画法では、都道府県計画は全国計画を基本とするものと規定

2 策定スケジュール案

県国土利用計画審議会（7月骨子、11月計画素案、2月計画案）の審議を経て、平成29年3月までに策定・公表する予定。

時 期	内 容	備 考
7月 29日	第1回県国土利用計画審議会	骨子案の審議
11月 10日	第2回県国土利用計画審議会	素案の審議
12月	国との意見交換 市町への意見照会 県民意見提出手続（パブリックコメント）	関係機関等への意見照会
2月 9日	第3回県国土利用計画審議会	最終案の審議
3月	常任委員会企画くらし環境委員会へ報告、策定公表・法定報告	

<参考>

国土利用計画法（抜粋）

（都道府県計画）

第7条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。

3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かなければならない。